

駿河台大学学則

昭和62年 4月 1日制定
令和 3年 5月 27日最近改正

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は、駿河台大学（以下「本学」という。）と称する。

(自己点検及び評価)

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善に努める。

2 本学は、前項の措置に加え、学校教育法に定めるところにより、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公開)

第2条の3 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公表するものとする。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学部・学科及び収容定員並びに教育研究上の目的)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置き、その収容定員を次のとおりとする。

| 学部・学科 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|--------------------------------|---------------|-----------|----------------|
| 法学部 法律学科 | 220名 | 10名（第3年次） | 900名 |
| 経済経営学部 経済経営学科 （うち、経済と社会コース） | 210名 (80名) | 10名（第3年次） | 860名 (320名) |
| メディア情報学部 メディア情報学科 | 140名 | 10名（第3年次） | 580名 |
| 現代文化学部 現代文化学科 | 0名 | 20名（第3年次） | 40名 |
| スポーツ科学部 スポーツ科学科 | 200名 | | 800名 |
| 心理学部 心理学科 | 140名 | | 560名 |

2 各学部は、それぞれ次の教育研究上の目的を遂行することにより、第1条の本学の目的の達成に資するものとする。

- (1) 法学部においては、リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する。
- (2) 経済経営学部においては、経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する。
- (3) メディア情報学部においては、伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情

報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に利活用できる人材を育成する。

(4) 現代文化学部においては、国際文化コミュニケーション・観光ホスピタリティ・スポーツ文化・スポーツキャリアの各履修コースを通じて、日本と世界の文化を学び、豊かな表現力と国際感覚を身につけた人材、観光がつくる人と人とのつながりを実践的に学び、地域や社会の中で生かせる人材、スポーツ文化を理解し、教育現場や地域社会で活躍できる人材、スポーツに情熱を持って取り組み、その経験を社会で生かせる人材を育成する。

(5) スポーツ科学部においては、健康で文化的な生きがいのある生活を送ることができる社会を構築するために、スポーツ科学の理論的な知識に基づき教育研究をすることにより、学校、地域及びスポーツが関連する領域において、今日のスポーツの意義や価値をふまえ、健康の維持増進、生涯スポーツ時代の青少年のスポーツ教育又は地域の活性化に貢献することを目的とする。

(6) 心理学部においては、心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、地域社会に貢献できる人材を育成する。

(大学院)

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第4条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 本学に、前項のほか、副学長を置く。

3 本学に、前2項のほか、特任教授及び特任准教授を置くことができる。

4 本学に、前3項のほか、学部長、研究科長、事務局長、メディアセンター長、キャリアセンター長、グローバル教育センター長及びその他の職員を置く。

5 本学に、前4項のほか、必要があるときは、学長補佐、審議役及び副研究科長を置くことができる。

(各教職員の職務)

第5条 学長は、本学の校務を掌り、所属教職員を統督する。

2 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

3 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

4 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

5 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

6 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

7 事務職員は、大学の運営に関する事務を処理する。

8 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

9 前条第3項の職員の職務は、それぞれ第2項及び第3項に規定する職務を準用する。

10 学部長は、学長の命を受けて学部内の運營業務を遂行し、業務を処理するとともに、学部に所属する教職員を指揮監督する。

11 前条第4項の学部長を除く職員の職務については、別に定める。

(研修の機会等)

第5条の2 教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ並びに能力及び資質を向上させるための研修（第31条の3第3項に規定する研修に該当するものを除く。）その他必要な取組を行う。

（大学評議会）

第6条 本学に、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、学長の諮問に応じ教学に関する重要事項を審議することを目的として、大学評議会（以下「評議会」という。）を置く。

2 評議会について必要な事項は、別に定める。

（部局長会議）

第7条 本学に、全学的な教学事項全般について協議するため、部局長会議を置く。

2 部局長会議について必要な事項は、別に定める。

（学長・副学長会議）

第7条の2 本学の運営上重要な事項について協議するため、学長・副学長会議を置く。

2 学長・副学長会議について必要な事項は、別に定める。

（教授会）

第8条 本学の各学部に、教授会を置く。

2 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。

3 教授会は、教授、准教授、及び講師をもって構成する。

4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 教授会の運営等について必要な事項は、別に定める。

（共通教育センター）

第9条 本学に、共通教育センターとして、スポーツ教育センター、情報処理教育センター、その他必要なセンターを置く。

2 共通教育センターについて必要な事項は、別に定める。

（委員会の設置）

第10条 本学に、教育研究、校務等の円滑な運営を図るため、学長に意見を具申し、又は諮問に応じて審議する機関として、必要に応じて委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

（事務組織）

第11条 本学に、事務局を置く。

2 事務局の組織及び事務分掌については、別に定める。

（名誉教授）

第12条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師又は助教として多年勤務し、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第13条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、秋学期入学者については、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第14条 学年を2期に分け、春学期は4月1日から9月30日まで、秋学期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、春学期及び秋学期の授業日数を調整するため、春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 本学創立記念日 11月22日
- (4) 春期休業 3月25日から3月31日まで
- (5) 夏期休業 7月26日から9月25日まで
- (6) 冬期休業 12月26日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第17条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第23条の規定により入学した学生については、同条第4項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができないものとする。

第5章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
(入学の出願)

第20条 本学への入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に第45条に定める入学検定料を添えて願出しなければならない。

- 2 出願手続について必要な事項は、別に定める。
(入学志願者の選考)

第21条 前条の入学志願者の選考は、教授会の議を経て、学長が行う。
(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づく合格者は、誓約書、保証書その他本学が必要と認める書類を所定の期日までに提出し、第46条に定める学費を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 保証書の保証人は、父母とし、学生の在学中に関する一切の事項及び一切の債務（但し200万円を上限とする）について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。
- 3 学長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
(編入学、転入学及び再入学)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 大学を退学した者又は卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (4) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
 - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）
 - (6) 高等学校等の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすもの）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）
- 2 次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が相当年次に転入学を許可することがある。
 - (1) 他の大学に在学している者
 - (2) 外国の大学に在学している者
 - 3 本学を退学又は除籍となった者が再入学を願出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可することがある。
 - 4 前3項の規定により入学を許可された者の、すでに履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年限については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第6章 休学、復学、転学、転学部・転学科、留学及び退学

(休学)

第24条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き2か月以上修学することができない者は、その事由を具して保証人連署の上、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 病気その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第25条 休学期間は、休学を許可された月の初日から学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条の在学年限に算入しない。

(復学)

第26条 休学期間が満了し、又は休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(転学)

第27条 他の大学へ入学又は転入学を志願しようとする者は、学部長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学部・転学科)

第27条の2 他の学部転学部を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

2 他の学科に転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て、学部長が許可することができる。

(留学)

第28条 外国の大学で修学することを志願する者は、教育上有益と認められた場合に限り、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、1年を限度として第16条に定める修業年限に含めることができる。

(願い出による退学)

第29条 病気その他やむを得ない事由のため退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(命令による退学)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学を命ずる。

- (1) 学費の納付を怠った者
- (2) 第17条に定める在学年限を超えた者
- (3) 学業を怠り、又は回復困難な病気により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 第25条に定める休学期間を超えてもなお修学ができない者
- (5) 他の大学、短期大学又は高等専門学校に在籍していることが明らかになった者
- (6) 長期間にわたって行方不明の者
- (7) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める中長期在留者の資格を有しない者

第7章 教育課程、教職課程、資格課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第31条 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮する。

(教育課程の編成方法)

第31条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(教育方法)

第31条の3 学生に対し、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。

3 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(授業科目)

第31条の4 開設する授業科目及び単位数は、別表第Iのとおり定める。

(授業の方法)

第31条の5 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

(卒業資格)

第32条 卒業資格を得るためには、本学に4年以上在学し、別表第Iに定める授業科目のなかから、124単位以上履修し、単位を修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第33条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前2項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第34条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第34条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(試験)

第35条 定期試験は各学期末に行う。ただし、教務委員会並びに教授会の議を経て、授業科目の一部又は全部について別の時に行うことがある。

- 2 定期試験のほかに、定期試験に準じる臨時試験を行うことがある。
- 3 定期試験実施科目に関しては、追試験及び再試験を行うことがある。
- 4 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 教育上有益と認めるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、学部長は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 4 前3項の規定に関し、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った文部科学大臣が別に定める大学以外の教育施設等における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合せて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第36条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前2条により本学において修得したものとみなす単位数と合せて60単位を超えないものとする。

(単位の授与)

第37条 授業科目を履修し、その成績評価基準を満たした者には、所定の単位を与える。

- 2 成績評価については、別に定める。

(履修方法)

第38条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努める。

- 2 その他、履修の方法について必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状・司書資格・学芸員資格)

第39条 本学において取得できる教育職員免許状の種類(教科)及び開設学部学科は、次のとおりとする。

| 免許状の種類(教科) | 開設学部学科 | 定員 |
|----------------|-----------------------|------|
| 中学校教諭一種免許状(社会) | 法学部法律学科 | 220名 |
| | 経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース | 80名 |
| | 心理学部心理学科 | 一名 |

| | | |
|-------------------|--|-------------------|
| 中学校教諭一種免許状（英語） | 現代文化学部現代文化学科 | 一名 |
| 中学校教諭一種免許状（保健体育） | 現代文化学部現代文化学科 スポーツ科学部スポーツ科学科 | 一名 200名 |
| 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） | 法学部法律学科 | 220名 |
| 高等学校教諭一種免許状（公民） | 法学部法律学科 経済経営学部経済経営学科 経済と社会コース 心理学部心理学科 | 220名 80名 一名 |
| 高等学校教諭一種免許状（英語） | 現代文化学部現代文化学科 | 一名 |
| 高等学校教諭一種免許状（保健体育） | 現代文化学部現代文化学科 スポーツ科学部スポーツ科学科 | 一名 200名 |

- 2 前項の教育職員免許状の取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 前項の免許状を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は、別に定める。
- 4 司書資格の取得を希望する者は、図書館法及び同法施行規則に基づき、本学の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 前項の資格を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は、別に定める。
- 6 学芸員資格の取得を希望する者は、博物館法及び同法施行規則に基づき、本学の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 前項の資格を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は、別に定める。

第8章 卒業及び学士号

（卒業）

第40条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、その試験に合格して、卒業資格に必要な所定の単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- 2 前項の卒業認定に際して、所定の手続きにて卒業延期を申し出た者には、教授会の議を経て、学長が卒業時期を変更することができる。

（学士学位）

第41条 本学を卒業した者には、次の区分により学士の学位を授与する。

| 学部・学科 | 学位の種類 |
|-------------------|--------------------|
| 法学部 法律学科 | 学士（法学） |
| 経済経営学部 経済経営学科 | 学士（経済学） 学士（経営学） |
| メディア情報学部 メディア情報学科 | 学士（メディア情報学） |
| 現代文化学部 現代文化学科 | 学士（現代文化学） |
| スポーツ科学部 スポーツ科学科 | 学士（スポーツ科学） |
| 心理学部 心理学科 | 学士（心理学） |

第9章 科目等履修生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第42条 本学において単位の修得を目的として特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、学長が科目等履修生として入学を許可する。

2 本学において科目等履修生として、一定の単位（第19条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り）を修得した者に対し、本学に入学した後に修得したとみなすことのできる当該単位数及び第16条に規定する修業年限に通算することができる期間については、教授会の議を経て学部長が定める。ただし、その期間は2年を超えてはならない。

（単位互換履修生）

第42条の2 他の大学又は短期大学の学生が本学において特定の授業科目を履修しようとするときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、教授会の議を経て、学長が単位互換履修生として、これを許可する。

（外国人留学生）

第43条 外国人であって、外国において通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又はこれと同等以上の資格のある者が、本学に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書、又はこれに準ずる証明書のある者に限り、選考の上、学長がこれを許可する。

（その他）

第44条 科目等履修生及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

2 別段の定めがない限り、本学則は、科目等履修生及び外国人留学生に準用する。

第10章 入学検定料及び学費

（入学検定料）

第45条 入学志願者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料については、次のとおりとする。ただし、複数の方式及び学部を併願する場合等の入学検定料については、別に定める。

| 出願方法 方式 | 本学指定のWEB出願 | 本学指定のWEB出願以外 |
|---------------------------------------|------------|--------------|
| 学校推薦型選抜 総合型選抜 特別入学者選抜 編入学者選抜 | 35,000円 | 35,000円 |
| 一般選抜 | 32,000円 | 35,000円 |
| 共通テスト利用型 | 15,000円 | 17,000円 |

（学費及び在籍料）

第46条 学費は、入学金、授業料、施設費及び設備等充実費とし、その額は、別表第Ⅱ-1のとおりとする。

2 休学期間中は、授業料、施設費及び設備等充実費を免除する。ただし、在籍料を納付しなければならない。

3 第40条第2項の規定により卒業延期となった者は、別に定める学費を納付しなければならない。

4 入学金、授業料及び施設費については、本学所定の手続きにより特別に減免を行う場合がある。減免について必要な事項は、別に定める。

5 学費及び在籍料の納期及び納付方法等について必要な事項は、別に定める。

(納付した学費等)

第47条 既に納付された入学検定料及び学費は、原則として返還しない。

第11章 学生の福利厚生

(健康相談室)

第48条 学生の心身の健康を保全するため、健康相談室を置く。

2 健康相談室に関する規定は、別に定める。

第12章 メディアセンター、キャリアセンター及びグローバル教育センター

(メディアセンター)

第49条 本学に、メディアセンターを置く。

2 メディアセンターに関する規定は、別に定める。

(キャリアセンター)

第49条の2 本学にキャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに関する規定は、別に定める。

(グローバル教育センター)

第49条の3 本学にグローバル教育センターを置く。

2 グローバル教育センターに関する規定は、別に定める。

第13章 賞 罰

(表 彰)

第50条 成績の特に優秀な学生又は表彰に値する行為があった学生は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲 戒)

第51条 本学の学則若しくは諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学の期間は、在学年限に算入する。ただし、停学の期間が3か月を超える場合は、第16条に規定する修業年限に算入しない。

5 懲戒の手續等について必要な事項は、別に定める。

第14章 奨 学 制 度

(給付奨学生)

第52条 学業成績又はスポーツ競技成績及び人物共に優れている学生並びに経済的理由により修学が困難な学生に対しては、教授会の議を経て、学長が給付奨学生として奨学金の給付を許可する。

2 給付奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

(奨学生)

第53条 入学後、本人の経済事情に変化を生じた学生に対しては、教授会の議を経て、学長が奨学金の貸与

を許可する。

2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第54条 社会人の教養、知識を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 附属施設

(附属施設)

第55条 本学に研究所等、教育研究に必要な附属施設を設置する。

2 附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

この学則は、平成2年9月1日から施行する。

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | 入学定員 |
|-----------|------|
| 法学部 法律学科 | 420名 |
| 経済学部 経済学科 | 200名 |
| 経営情報学科 | 200名 |

この学則は、平成4年3月12日から施行する。

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、第31条及び第32条の規定に関し、平成6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第39条の規定に関し、平成9年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

第3条の規定にかかわらず、平成9年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | 入学定員 |
|-----------|------|
| 法学部 法律学科 | 360名 |
| 経済学部 経済学科 | 190名 |
| 経営情報学科 | 190名 |

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年10月1日から施行する。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第39条の規定に関し、平成11年度以前の入学

者については、なお、従前の例による。

第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | 入学定員 | | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 法学部 法律学科 | 328名 | 316名 | 304名 | 292名 |
| 経済学部 経済学科 | 162名 | 154名 | 146名 | 138名 |
| 経営情報学科 | 152名 | 144名 | 136名 | 128名 |

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第31条の別表第Iに関する平成6年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

3 第32条の規定に関する平成12年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。ただし、現代文化学部における平成12年度以前の入学者については、卒業要件単位のうち、8単位までを他学部の授業科目で修得した単位をもって充てることができるものとする。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、学則別表第I 1 1. 教職課程科目における高等学校一種免許状・情報に関する適用を除き、平成12年3月31日以前の入学生については、なお従前の例による。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員及び編入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | 入学定員 | 編入学定員 |
|---------------|------|------------|
| 経済学部 経済学科 | 133名 | 10名 (第3年次) |
| 経営情報学科 | 113名 | 20名 (第3年次) |
| 現代文化学部 比較文化学科 | 50名 | 20名 (第2年次) |

3 第32条及び第37条の規定並びに別表第I「12. 教職課程科目」に関する平成14年度以前の入学者の適用については、なお、従前の例による。

4 別表第IIの入学検定料については、平成14年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 第32条の規定に関する平成15年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

3 別表第IIの入学検定料については、平成15年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成16年6月1日から施行する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 別表第IIの入学検定料については、平成16年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、文化情報学部知識情報学科については、平成18年3月31日に当該学科に在学する学生が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第31条の規定に関する平成15年度以前の入学者の適用については、なお従前のとおりとする。

4 第32条の規定に関する平成17年度以前の入学者の適用については、なお従前のとおりとする。

5 第39条の規定に関する平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

6 学則別表第I「9. 副専攻」に関する平成17年度以前の入学者の適用については、なお従前のとおりとする。

7 別表第IIの入学検定料については、平成17年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規定に関する平成18年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。
- 3 第32条の規定に関する平成18年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。
- 4 第39条の規定に関する平成18年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。
- 5 第41条の規定に関する平成18年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。
- 6 別表第Ⅱの入学検定料については、平成18年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 別表第Ⅱの入学検定料については、平成19年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成20年11月13日から施行する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規程にかかわらず、文化情報学部文化情報学科及び現代文化学部比較文化学科については、平成21年3月31日に当該学科に在学する学生が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

- 3 第3条の規程にかかわらず、平成21年度及び平成22年度の編入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | | 編入学定員 |
|--------|----------|-----------|
| 法学部 | 法律学科 | 20名（第3年次） |
| 文化情報学部 | 文化情報学科 | 10名（第3年次） |
| | メディア情報学科 | 10名（第3年次） |
| 現代文化学部 | 比較文化学科 | 5名（第3年次） |
| | 心理学科 | 5名（第3年次） |

- 4 第32条、第39条及び第41条の規定に関する平成20年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

- 5 別表第Ⅱの入学検定料については、平成20年度中に受験する志願者から適用する。

- 6 第32条の規定に関する平成20年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。平成21年度以降の入学者については、別表第Ⅰの各学部が開設する教育課程のほか、学生が所属する学部に係る分野以外の特定分野に関する教育課程（以下「副専攻」という。）を開設し、その学修成果を認定することができるものとし、卒業要件単位のうち、8単位までを副専攻の単位をもって充てることができるものとする。副専攻については別に定める。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 第23条第3項の規定に関し、平成22年3月31日以前に除籍となった者の取り扱いについては、なお、従前の例による。

- 3 学則別表第Ⅰ「19. 教職課程科目」第四欄備考については、平成21年4月1日より適用する。

- 4 学則別表第Ⅰ「20. 司書資格課程」における文化情報学部の適用については、なお、従前の例による。

- 5 別表第Ⅱの入学検定料については、平成21年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 第32条の規定に関し、メディア情報学部メディア情報学科における平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

- 3 別表第Ⅱの入学検定料については、平成22年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成23年7月1日から施行する。

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 別表第I「21. 司書資格課程」及び「22. 学芸員資格課程」に関する平成24年3月31日以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

この学則は、平成24年8月1日から施行する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、経済学部経済経営学科については、平成25年3月31日に当該学部在学する学生が、当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第3条の規定にかかわらず、平成25年度及び平成26年度における経済学部経済経営学科の編入学定員は次の通りとする。

| 学部・学科 | 編入学定員 |
|-------------|-----------|
| 経済学部 経済経営学科 | 10名（第3年次） |

4 第39条及び第41条の規定に関する平成24年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

5 別表第I「17. 教職課程科目」、「18. 司書資格課程」、「19. 学芸員資格課程」及び「20. 司書教諭資格課程」に関する平成25年3月31日以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

この学則は、平成25年5月1日から施行する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年7月1日から施行する。

2 別表第IIの入学検定料については、平成26年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年7月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 第39条の規定に関する平成27年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成29年度及び平成30年度の編入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | 編入学定員 |
|------------------|-----------|
| 法学部法律学科 | 10名（第3年次） |
| 経済経営学部経済経営学科 | 10名（第3年次） |
| メディア情報学部メディア情報学科 | 10名（第3年次） |
| 現代文化学部現代文化学科 | 20名（第3年次） |
| 心理学部心理学科 | |

3 第39条及び別表第I「16. 教職課程科目」に関する平成28年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、平成30年度の編入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | 編入学定員 |
|------------------|-----------|
| 法学部法律学科 | 10名（第3年次） |
| 経済経営学部経済経営学科 | 10名（第3年次） |
| メディア情報学部メディア情報学科 | 10名（第3年次） |

| | |
|--------------------------|-----------|
| 現代文化学部現代文化学科 心理学部心理学科 | 20名（第3年次） |
|--------------------------|-----------|

3 第3条の規定にかかわらず、平成31年度の編入学定員は次のとおりとする。

| 学部・学科 | 編入学定員 |
|------------------|-----------|
| 法学部法律学科 | 10名（第3年次） |
| 経済経営学部経済経営学科 | 30名（第3年次） |
| メディア情報学部メディア情報学科 | 20名（第3年次） |
| 現代文化学部現代文化学科 | 30名（第3年次） |
| 心理学部心理学科 | |

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第39条の規定及び別表第I「14.教職課程科目」に関する平成30年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日施行の附則第3項の規定にかかわらず平成31年度の編入学定員は第3条のとおりとする。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 第39条及び第41条の規定に関する平成31年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

この学則は、令和2年7月1日から施行する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第39条の規定に関する令和2年度以前の入学者の適用については、なお従前の例による。

この学則は、令和3年7月1日から施行する。

(別表第I)

(別表第II)